

福岡県公報

令和3年4月6日
第189号

目次

告示(第439号-第442号)

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (漁業管理課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 地方卸売市場の廃止 (園芸振興課) …………… 2
- 土地取用法に基づく事業の認定 (用地課) …………… 2
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) …………… 3
- 意見募集の結果の公示 (生活衛生課) …………… 4
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………… 4
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) …………… 5
- 令和3年度福岡県調理師試験の実施 (健康増進課) …………… 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 9

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) …………… 11
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) …………… 13

雑報

- ビゼンクラゲの採取制限に係る漁業調整委員会案の意見の募集 (漁業管理課) …………… 15

再掲

- 副知事の担当区分の廃止 (人事課) …………… 15

告示

福岡県告示第439号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和3年4月6日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
宗像市大島	宮地組 豊福 敏博 (株)春日丸水産 佐藤 隆二	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区 (大島加入区)	一般まき網漁業
宗像市鐘崎	共進水産(有) 宗岡 讓 蛭子丸水産(有) 入江 清二	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	一般まき網漁業

福岡県告示第440号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年4月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月6日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
--------------	-------	---------------

京築	496号	京都郡みやこ町犀川上伊良原746番5先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原768番2先まで
----	------	--

福岡県告示第441号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において準用する同法第7条の規定に基づき、次のように令和3年3月31日付けで地方卸売市場を廃止したので、同法第8条第3項の規定により告示する。

令和3年4月6日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

開設者の名称	開設者の住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置	取扱品目
北九州青果株式会社 南部支店	行橋市大字辻垣 224-1	北九州青果株式会社 南部支店	行橋市大字辻垣 224-1	青果

福岡県告示第442号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年4月6日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 起業者の名称

八女市

2 事業の種類

八女市新庁舎整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

八女市本町字本丸、字二ノ丸、字中ノ土手及び字紺屋町北裏並びに本村字中ノ土手及び字清水堀地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である八女市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、令和2年度一般会計予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、八女市が同市本町字本丸、字二ノ丸、字中ノ土手及び字紺屋町北裏並びに本村字中ノ土手及び字清水堀地内において、新庁舎を整備するものである。

現在の八女市は、旧八女市が平成18年に旧上陽町を、平成22年に旧黒木町、旧立花町、旧矢部村及び旧星野村を編入合併して成立した市である。なお、庁舎の配置は分庁方式を採用し、旧八女市の庁舎を合併後の八女市本庁舎（以下「現本庁舎」という。）としており、多くの業務を現本庁舎で取り扱い、同市の行政機能の拠点としての役割を果たしている。

しかしながら、現本庁舎は、防災上重要な役割を果たす建物として「八女市地域防災計画」に位置付けているものの、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、平成20年度に現本庁舎の耐震診断を行ったところ、防災拠点として必要な耐震基準を満たしていないことが明らかとなっている。

また、現本庁舎は南棟が建築後50年、同北棟は建築後29年経過し、全体の施設及び設備が老朽化しており、さらに、合併により多くの業務を現本庁舎で取り扱うこととなったことから、職員及び来庁者の増加により、市民の待合スペース、個別の相談室、執務室、倉庫等の不足が生じている。

さらに、現本庁舎は段差が多く階段が急勾配で、多目的トイレが少ないなど、障がい者や高齢者等に対するバリアフリー等の対策が不足しており、加えて、現本庁舎敷地駐車場は、来庁者用と公用車用以外に、隣接する市民会館の利用者用としても共用していることから、住民健診や確定申告の時期、催しが開催された場合など

、駐車場不足の課題を抱えている。

このような状況に対処するため、平成31年3月に「八女市新庁舎建設基本計画」を策定し、現本庁舎敷地に加え、不足する敷地を取得したうえで、現本庁舎の建替えを行うものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、耐震性能不足の解消により災害時における防災拠点としての機能強化が図られること、庁舎の老朽化及び狭あい化の解消により行政サービス機能の向上が図られること、バリアフリー等の充実や駐車場不足の解消により市民の利便性の向上が図られることなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者の調査によると、起業地内には保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されておらず、また、起業地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、八女市教育委員会から事業の実施に支障は無い旨の回答を得ており、必要に応じて発掘調査を行い、埋蔵文化財が発見された場合には、八女市教育委員会と協議を行ったうえ、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、来庁者の利便性、交通の安全性の確保及び事業費等の面から3案について検討を行ったうえで、来庁者の利便性が高く、交通の安全性が確保され、用地補償費等の事業費も3案中最小となる社会的、経済的及び技術的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、現本庁舎は、防災上重要な役割を果たす建物として「八女市地域防災計画」に位置付けられているものの防災拠点としての耐震基準を満たしていないこと、庁舎の老朽化及び狭あい化により十分な行政サービスが提供できていない

こと、バリアフリー等の対策や駐車場が不足していることにより来庁者の利便性が図られていないことなどから課題改善が求められており、また、本件事業は「八女市新庁舎建設基本計画」に掲げられている事業であることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、八女市から申請のあった八女市新庁舎整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

八女市役所（新庁舎建設課）

公 告

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

令和3年4月6日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社Kyulux	福岡市西区九大新町4番地1	令和3年3月24日	令和6年3月23日まで

公告

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則案について、令和3年1月22日から令和3年2月20日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3年3月30日に公布しました。

令和3年4月6日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

問合せ先

保健医療介護部生活衛生課食品衛生係

電話：092-643-3280

メールアドレス：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年4月6日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

令和3年度コピー用紙単価契約（知事・教育）

2 競争入札参加者の資格**(1) 競争入札に参加することができない者**

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

て使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等**(1) 申請方法**

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

- あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和3年4月21日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年4月6日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
令和3年度コピー用紙単価契約（知事・教育）
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
令和3年6月1日から令和4年5月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年5月18日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	03	紙	

01	02	事務機器	A A,A,B
05	02	電気通信機器	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入しようとする物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることの証明書を下記5に掲げる者へ令和3年4月23日（金曜日）午後5時00分までに提出して確認を受けた者。

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX番号 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年4月6日（火曜日）から令和3年4月23日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所
5の部局とする。

(2) 提出期限

郵送の場合 令和3年5月17日（月曜日）午後5時00分

持参の場合 令和3年5月18日（火曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

令和3年5月19日（水曜日）午前11時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
The contract to purchase Plain Paper Copier at unit-price.
- (2) Time Limit for Tender : 4 : 00 P M on May 18, 2021
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

令和3年度福岡県調理師試験を次のように実施する。

令和3年4月6日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、調理師法施行規則（昭

和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの。

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、出題形式は客観式四肢択一（全60問）とする。試験科目は次のとおりとする。

- ア 公衆衛生学
- イ 食品学
- ウ 栄養学
- エ 食品衛生学
- オ 調理理論
- カ 食文化概論

(2) 日時

令和3年10月30日（土曜日）

午後1時30分から午後3時30分まで

(3) 場所

未定（決まり次第、福岡県ホームページに掲載するとともに、送付する受験票に記載する。）

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に受験票・写真台帳（写真は申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に氏名・生年月日を記入したものを貼付）1部、受験手数料6,100円（福岡県領収証紙を購入し領収証紙納付書に貼付）、受験票送付用封筒（84円分の切手を貼付）1部及び次に掲げる書類（福岡県知事が実施した平成26年度以降の調理師試験の受験票の原本を提出する場合は省略可能）を添えて公益社団法人調理技術技能センター（以下「センター」という。）調理師試験担当（郵便番号103-0012 東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号 JACCビル5階 電話番号03-3667-1815、ファックス番号03-3667-1868）に提出すること。

- ① 学校教育法第57条の規定に該当することを証する書類1部
- ② 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類1部

イ 受験申請書は、最寄りの保健福祉環境事務所若しくは保健福祉事務所（ただし、福岡市においては各区保健福祉センター衛生課食品係とし、北九州市においては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内保健福祉課生活衛生担当とし、久留米市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、福岡県保健医療介護部健康増進課（以下「健康増進課」という。）又はセンター調理師試験担当で配布する。

郵便によって受験申請書を請求する場合は、封筒（大きさは問わない）の表に「福岡県調理師試験 受験申請書希望」と明記し、宛先、郵便番号及び住所を明記して140円切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封して、センターに請求すること。郵便による受験申請書の請求は、令和3年5月10日（月曜日）から同月28日（金曜日）までの期間に到着したものに限り受け付ける。

ウ 受験手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 郵便によって受験を申込み場合は、必ず書留郵便にてすること。

(2) 受付期間

ア 郵便による受験申込みは、令和3年5月10日（月曜日）から受け付けることとし、同年6月4日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 団体窓口受付（代表者が、5人以上の受験申込みに係る書類をセンターに持参して申込みを行うことをいう。以下同じ。）の受験申込みは、令和3年5月10日（月曜日）から同年6月4日（金曜日）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで受け付ける。

ただし、団体窓口受付を行う場合は、事前にセンターへ電話連絡を行うこと。

4 合格者の発表

- (1) 試験に合格した者の受験番号は、令和3年12月17日（金曜日）午前10時00分に発表する。発表は、センターのホームページに掲載するほか、保健福祉環境事務所等、健康増進課及びセンターに掲示して行う。

- (2) 合格者に対しては、センターから、合格通知書により合格の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、センター調理師試験担当に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月6日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩井田原字開185番3及び185番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市前原北四丁目10番6号
西原 彰宏

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月6日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市朝町字城ヶ浦487番7及び487番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市稲元七丁目2番3-201号
谷口 頌

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年4月6日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 届出年月日

令和3年3月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ツルハドラッグ柳川間店

(2) 所在地 柳川市間字宮田652番5

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
NTT・TCリース株式会社	代表取締役 成瀬 明弘	東京都港区港南一丁目2番70号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	代表取締役 村上 正一	広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和3年11月20日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,112平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物敷地内	45

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物北側	11

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物北西側	36

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内北側	9.36

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルハグループドラッグドラッグ&ファーマシー西日本	午前9時00分	午後12時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
建物敷地北東側	2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

監査委員

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査の結果（令和2年11月9日2監総第650号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月6日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	長裕海

2農政第2615号
令和3年3月19日

福岡県監査委員 藤山泰三様
同 行正晴様
同 世利介様
同 長裕海様

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年11月9日2監総第650号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり講じた措置について通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	治山工事について、舗装版切断作業により生じる濁水の処理作業を設計図書に計上すべきところ、これを行わず、積算が過小となっていた。また、監督員は、請負者に対し、濁水の処理について必要な指示を出すべきところ、これを行わず、適正な処理がなされていなかった。	<p>当事務所において、直ちに監査の結果を示し、同様な誤りを繰り返さないように指導するとともに、設計及び監督業務について濁水処理作業を伴う工事の設計方法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき現場管理などの研修を行った。</p> <p>また、設計積算の審査に用いるチェックリストに濁水処理の項目を追加し、上司に確認を徹底させることとし、加えて、確認者を増やして、見落とし防止の徹底を図ることとした。</p> <p>今後は、毎年度当初に部として行う現場管理に関連する法令や設計積算の研修会を通して、同様な誤りを繰り返さないよう周知徹底することとした。</p>

監査公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査の結果（令和2年11月9日2監総第650号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月6日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	長 裕 海

2 県土総第2296号
令和3年3月18日

福岡県監査委員 藤山泰三様
同 行正晴實様
同 世利洋介様
同 長裕海様

福岡県知事職務代理者 福岡県副知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年11月9日2監総第650号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	<p>用地取得に伴う物件移転補償金（建物移転料）について、補償対象物件に有価となる発生材がある場合は、その相当額を差し引くべきところ、これを行わなかったため、積算過大となっていた。</p>	<p>「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」に基づき、建物移転料の算定方法について担当職員に認識させた。</p> <p>また、県土整備部が作成した「補償額算定・設計書作成チェックリスト」の項目に、『有価となる発生材の有無』と、『発生材価額の控除』に係る項目を新たに追加し、これに基づき積算時の確認を徹底することとした。</p>

雑 報

ビゼンクラゲの採捕制限に係る漁業調整委員会指示案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年4月6日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長職務代行者 副会長 梅崎 義己

1 意見募集期間

令和3年4月6日から令和3年5月6日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県海区漁業調整委員会事務局に備え置きます。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第427号の2

副知事の担当区分（令和3年3月福岡県告示第365号の3）は、廃止する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代行者
福岡県副知事 大曲 昭 恵